

おりもの感謝祭一宮七夕まつり学生サポーター設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、おりもの感謝祭一宮七夕まつり協進会規約第14条の規定に基づき、学生サポーターについて必要な事項を定める。

(認定要件)

第2条 学生サポーターの認定要件は、次の各号に掲げるすべてを満たす者とする。

- (1) 各七夕まつりにおいて、当該開催年の4月1日現在で18歳以上であること。
- (2) 大学(院含む)、短大、専門学校のいずれかに在籍していること。
- (3) 学生サポーターとして活動する意欲があること。

(活動内容)

第3条 この要綱における学生サポーターの活動は、次に掲げる内容とする。

- (1) 七夕まつり各種イベントの企画
- (2) 七夕まつりイベントの各種運営実務
- (3) 七夕まつりイベントの広報及びPR
- (4) 前3号に掲げるもののほか、一宮市が行う啓発活動等の補助をはじめとしたおりもの感謝祭一宮七夕まつり協進会(以下「協進会」という。)が認めた活動

(募集人数)

第4条 学生サポーターの募集人数は、毎年若干名とする。

(申請)

第5条 学生サポーターの認定を希望する者は、協進会が指定する申請書を提出しなければならない。

(認定)

第6条 協進会は、前条の規定により申請があったものについて、学生サポーターとしての適否を判断し、その結果を申請者に通知する。

(任期)

第7条 学生サポーターの任期は、協進会の指定する日から起算して1年間とする。ただし、第2条に定める要件を満たす限り、留任を妨げないものとする。

(遵守事項)

第8条 学生サポーターは、その活動に際し、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 安全、衛生の確保に配慮すること。
- (2) 公共の利益に反すること、又は反するおそれのある行為は行わないこと。
- (3) 自己又は他者に対して危険が及ぶおそれがある行為や他人の迷惑になる行為を行わないこと。
- (4) 営利活動、政治活動及び宗教活動を行わないこと。
- (5) 学生サポーター活動において知りえた情報を、他に漏らさないこと。七夕まつり終了後も同様とする。

(保険)

第9条 協進会は、学生サポーターの活動中の事故に備え、協進会の責任において学生サポーター

一を傷害保険等に加入の手続きをするものとする。

(報酬)

第10条 協進会(第3条第4号については、協進会が指定する者)は、学生サポーターの活動に応じ、時間額により報酬を支払うものとする。なお、時間額の算出にあたっては一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年一宮市条例第6号)第7条第3項の規定を適用する。

(支給物)

第11条 学生サポーターには、次の物品等を支給する。

- (1) ユニフォーム
- (2) 活動時間中に係る食事その他これに類するもの

(認定の取消し)

第12条 学生サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 学生サポーターから辞退の申出があったとき。
- (2) 学生サポーターとしてふさわしくないと認められる行為があったとき。
- (3) 第2条に規定する要件を欠くことになったとき。
- (4) 第8条の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協進会が必要と認めたとき。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月10日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。